

第6回 RD 最終処分場問題行政対応検証委員会 概要 (確定)

日 時	平成 19 年 8 月 31 日 (金) 13:30 ~ 18:00
場 所	滋賀県大津合同庁舎 7 - A 会議室 (7 階)
出席者	委員：池田委員、木邊委員、宮本委員、渡部委員 事務局：山脇総務課長、菊井参事、平井副参事、原参事、林野主任主事
傍聴者	非公開
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 会議の非公開について (2) 職員ヒアリングについて 3 閉 会
議事概要	<p>【 会議の非公開について】</p> <p>職員ヒアリングについては、個人情報が含まれる可能性があり、公開すると公正かつ円滑な議事の運営に支障が認められるおそれがあることから、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に係る情報に該当すると認められるので、附属機関等会議の公開等に関する指針に従い、非公開とすることが決定された。</p> <p>【 職員ヒアリングについて】</p> <p>主としてヒアリング内容は次のとおりであった。</p> <p>当時の滋賀県における産業廃棄物行政の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当時も産業廃棄物処理計画を作っていたが、今日のように具体的な目標を掲げて産業廃棄物全体を滋賀県としてどうしていくのかというところまではいっていなかった。 ・ 産業廃棄物対策としては、まず、日々通報がある不法投棄事案、不適正事案にどう対応するかといった、適正処理の確保をどうするかという急務の課題に追われていた。その一方で、今でこそ、排出事業者責任の重要性が言われているが、そのころは全国的にもまだまだ処分業者の指導に重きが置かれていた時代であるが、県としては、やはり本来は排出事業者に対して、適正な処理はもとより、排出抑制、減量化対策の指導が重要であると考えて、多量に産業廃棄物を排出する事業者の指導を始めた時代であった。 ・ 産業廃棄物については、やはり不法投棄が頻発していたこと、あるいは野焼きのような不法な処理がかなり多くて、それに振り回されており、大きな課題だったと思っている。 <p>産業廃棄物行政の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長 1 人を含み、5 人で全県を担当した。最終的な判断する係長を除き、4 人で県内各地を分担していたが、あの当時、かなりの数の案件があった。行政処分を行う時などは、係長を交えて係としての議論を

行い、係としての判断をした後、補佐と課長へ上る体制であった。

- ・本庁と出先機関の役割分担については、当時は許認可権が県庁にあり、法解釈も含めてシビアな問題も多く、県庁で、細かく詰めて指導していた。このため、立入り指導も、県庁が主体的に行い、保健所と一緒にいくときも指導は県庁が行っていた。従って、これまでの指導の経過もあることから、保健所が独自に指導するということは、明らかに法に抵触する場合を除き、なかったと思う。
- ・平成13年に振興局が設置された際に、許認可にかかる権限を本庁直轄分を除き振興局長に委譲し、本庁で許認可を担当している職員を配置替し、産業廃棄物許可業者に対する指導・監視体制を強化した。ただし、RDの件は過去からのいきさつがあるので、それは本庁直轄ということにし、直轄の部分と、特殊案件について対応する形にし、人的体制は適正なものとなった。

RD社に対する認識について

- ・最終処分場に加え、焼却炉もあるということから、頻度は別にして苦情があったことは間違いない。しかし、取り立ててRDは非常に悪質で、故意に何かを繰り返してるという印象は持っていなかったし、割と指導には従っていた。廃棄物をきちんと維持管理するには、それなりの技術も必要で、さらに経験などの時間の積み重ねも必要。ケアレスミスも本来は起こしてはいけないが、それをステップに次はきちんとできるよう指導することも行政には課せられていると思っている。そういう意味でも、何かあったときにはその都度指導は行っていた。
- ・もともと比較的話のできる業者という認識を持っていた。会社としての形が整っていたし、指導についてはある程度対応はしてきたという状況もあり、在任中にその認識が変わったというところまではしていない。
- ・他県でPETボトルのリサイクルの会社を経営していたということも聞いていたので、産廃には積極的に関わっている業者ではないかというイメージを持っていた。
- ・改善命令は非常にお金のかかる大きな工事であったが、若干期限が延びたものの、最終的には改善命令の内容は履行したわけであり、そういう意味では、それなりにやった会社というように見ている。
- ・最初は個人企業からスタートして、RDエンジニアリングという会社に名称変更されたということは、個人企業的なやり方ではなく、廃棄物を事業としてきちんと運営したいという表れだと受けとめていた。そういう意味で、県は行政の相手方として、法に基づく指導が十分できる事業者だという判断をし、指導してきた。
- ・RD社は、儲けるだけ儲けて、都合が悪いことを言われたら事業を止めたり、潰れたらいいというようには思っていなかったが、全てが適正に行われる優良企業であるかといえ、まだ、そこまでの体には至っていなかった。

RD社に対する指導監督の状況について

- ・平成2年頃に当時の厚生省が立入検査にあたっての立入検査表を示しており、県でもこれに基づいて、届出を出しているところには、少なくとも年に1回は立ち入るという方針で、立入検査をやっていたと思う。内容的には、立会を求めた上で、処理伝票や運転管理の状況が適正かどうかということを見ていた。それ以外にも苦情があった際は、間隔があかない程度に顔を出すようにしていた。
- ・立入調査というのは、原則は抜き打ちですべて行っていたと思う。ただ、どうしても相手から聞き取りをする必要がある場合もあり、そういう場合は事前に通告していたと思うが、それでも1か月も2か月も前から立入りするとは当然予告はしない。
- ・許可品目外の埋め立てについては、もちろんあってはならないが、例えば建屋の解体現場をみれば分かるように、一定の選別はしてもコンクリートガラにどうしても紙くずや木くずは多少は混じる。故意に混入させているかどうかで判断せざるを得ない場合もあり、少しでも入っていれば許可品目以外の処分かどうかは判断は難しい。そういったことで、明らかな場合を除き、そう簡単に穴を掘って確認させることはなかなか難しい。
- ・立入検査のマニュアルについては、当時の厚生省が、平成2年当時ぐらいに出したマニュアルというか、立入検査を示していたので、それをベースに使っていたと思う。
- ・規模の大きい処分場については、原則1年に1回は立入検査をしようという係の目標はあったが、必ずしもそのとおり実施できていなかったかもしれない。

地元住民に対する対応について

- ・白煙の話については、RD社に限らないが、煙突の煙は幾ら処理しても水蒸気が出るというような状況があり、それをばいじんと間違えて苦情を受けるケースが多々あったので、そういうことがあるという説明はしたのではないかと思う。夜間に焼却炉をとめた後も、ふわっと煙が出てくるが、それが月の光の関係で、ものすごく煙がたなびいているように見えることで、夜も燃やしてるのではないかというような苦情は、ほかの焼却炉や煙突で通報があったことがあるので、もしかするとRD社でもそういうケースがあったかもしれない。
- ・住民から、プラスチックの注射器やビニールシートなどが出てきてもよいのかという指摘があったのは確かにそのとおりであるが、医療系のプラスチックは、過去は普通のプラスチックということで、安定型の処分場に入れることができたものであり、あっても不思議ではない。また、安定型処分場には、金属片や木くずとか、許可品目以外のものは、本来ならば埋めてはいけない。選別をして、許可品目以外のものが混じらないようにして埋め立てるということになっている。ただ、人間が作り出した製品などは、廃棄物となったときにその多くがプラスチックとか紙とか、木片とか金属片とかに完全に選別できるよう

な簡単な構造にはなっておらず、実際には付着していたり、合体、一体になっているものもあるため、極力選別はするものの、どうしても選別できないものが入る可能性は十分にある。従って、そういう廃棄物が散見されるのは、ある意味無理もないという説明をしながら、現場に住民と立入りをすることはあった。ただ、余りにも大きな木くずや金属くずは、R D社に回収して適正な処理をするよう指示したし、我々も立入監視の合間を見て、そういった目立つものについては一塊りにして、R D社に撤去させた。

- ・住民が知事に直接陳情することについては、確かにやりにくい面もあるが、普通住民との間では、事前に担当課にこういう話を知事に持っていきたくて上がってくるのがほとんどであり、直接知事のところへ行くということはありませんでした。また、面会を拒否したことはないと思う。何かの行き違いで双方の予定が食い違う場合もあったように記憶しており、そういった場合は会うことができないこともあるので、そういうものをとらまえて面談を拒否したと思われるのではないかと。
- ・各住民団体の考え方の違いがあることから、なかなか話がまとまらないこともあり、何回も足を運んで、話がかみ合うような形で動いてきても、すべての住民が完全にこの工事を了解してもらっているかというと、なかなか難しいところがあった。とりあえず実施することだけはわかったというようなところもあった。
- ・最初の硫化水素の委員会は、硫化水素の発生原因がわからない状態で起こったことから、発生解明の委員会をつくり、その中で原因がわかれば、法に基づいてR D社に対応をとらせるということで、住民とは説明会を繰り返しやってきたつもりである。だから、R D社にも物を言うかわりに、住民にもできないことはできないと言わざるを得ないことがあり、栗東市のような形の変わり方は県はしていないので、県が悪者のようにとらえられるのは仕方がない。R D社と住民側と市と県と、関係者がやりとりするのが必要であったかもしれないが、R D社と住民とは話し合いにならなかったため、県のR D社への指導を、その代行的なものとしてとらえられ、逆に県がR D社の代弁者というようにとらえ方をされたというのもあると思う。
- ・地元との連携は割とよかった。例えばいろんな調査をするがなかなかお互いに納得できないという部分はあったけれども、住民と直接会って、不満があるなら一緒にやったらどうかということを提案し、その後もその形でやった。ただ、結果がそのとおり出るとか出ないとかで乖離があると、住民の思いの部分でいろいろな話はあったけれども、割と上手にいったのではないかと。

県庁内部の意思決定等について

- ・当時ほとんどすべての話は、課長、部長、知事に機会あるごとに上げて、判断を仰いでいた。知事は、まず住民の安全、それから不安を払拭するために、きっちりとした対応をお願いするという話があった。

この問題については、知事もいろいろ情報を持っており、かなり気を遣って、常に頭の片隅にあったのではないかと思う。

- ・知事からは、住民の不安をできるだけ早く払拭するように対応するようという指示が出ていた。特に硫化水素の対応については、現場でどういったものが埋まっているかや、硫化水素の発生原因をきちっと究明していく必要があるということで、硫化水素調査委員会を立ち上げ、可能な範囲で急いでやっていた。ただ、硫化水素を調査するにしても、作業をする人間の安全確保に十分配慮する必要もあり、そのために、硫化水素を一定吸収する工事を行う必要もあったので、思った以上にスピードを上げることはできなかった。その意味では、知事の指示については、最大限の努力はしたけれども、こういうことになってしまったと思っている。
- ・着任前の議会のときに、RD 問題で非常にもめて、何か実証的なものがない部分で、非常に議会が混乱をしたということがあり、いろんな事実確認をした。その経過と、職員3人が現地で張りついていたので、絶えず情報は現地の生の声をそのまま、上の方、特に知事は地元でもあったので、知事の方にも上げていた。

栗東町（現栗東市）との関係について

- ・地域の環境を守る立場という意味で、地元と業者の間に市町が入って、例えば公害防止協定を結ぶといったことがあってもよかったかなと思う。あの処分場の下には一般廃棄物の処分場があり、法律的には当然もう閉鎖されているが、当時の廃棄物処理法の処分の実体から考えて、市も地元とは関わりがあったわけだから、道義的にもう少し入ってもらってもよかったのではないかと思う。
- ・地元の話でもあるし、特にあの場所は以前は栗東市の一般廃棄物の最終処分場でもあったことから常に住民と話をする際には事前に栗東市とも協議をしていた。従って住民との協議の場には、大抵必ず栗東市も入ってもらっていた。また、工事が始まっている間も、安全監視等を県がやっていたが、そのときも栗東市の職員と県の職員がチームを組んで現場で監視活動をやっていた。そういう点でタイアップはしていたので、今、どの辺りまで改善作業が進んでいるかというのは、栗東市はつぶさに知っていた。
- ・硫化水素が発生したときには、すぐ横に住んでいる住民の安全確保もあり、そのために最初に何をすべきかという中で、当然原因究明ということにもなるし、そういう意味では足並みはそろってたと思う。
- ・県と一緒にやっていく中で、あるときから、今まで住民がいて、県が説明し、栗東市が横にいたという状況から、栗東市の立つ位置が変わってくるような状況になってきた。栗東市には、直接住民との接点もあり、県の廃棄物処理法でもって判断していく部分と住民の思い、それと環境を守るという栗東市の思いの中でうまく橋渡しの役割を期待した上で連携していたつもりであるが、あるときからなぜこんなことになったのかという印象を持った。

現時点で考える RD 問題に対する県の対応の問題点について

- ・ 人的体制が当時は不十分であった。それ以降、県警の出向を受けたり、土木職も必要だろうといことで来てもらったりはした。体制はきちんと整備する必要があったかもしれない。ただ、人的体制を整備していれば、それで全て問題が起こらなかったかどうかということは別にしても、定期的に調査をしようとするれば人員は必要だったと思う。
- ・ その頃でも、自分たちが随時立入りできるような協定を結びたいと考えているので、何とか業者に指導してもらえないかと言っていた自治会もあった。ただ、その頃処分業者の中には、他から業務をあまり見られたくないという傾向もあったが、地元もそう言ってるのであれば、確かに法律にはどこにも書いていないが、それぐらいは了解してほしいと業者に指導し、協定を結んでもらったこともあり、ここでも協定を結んでもらってもよかったかもしれない。
- ・ 比較的話のできる業者であると思っていたが、その後の話を聞くと、行政が見てないところで何かをしてたということが、こういった結果につながってるのかもしれない。
- ・ 排出事業者も産廃業者のやっていたことを確認できていなかったことについて問題があったと思う。
- ・ 安定型処分場の持っている基本的な部分が根本にあり、過去は埋めてもよいものが、今は埋めてはいけなくなる。また、許可品目以外は埋めてはいけないことになっているが、どうしてもそういった許可品目以外の廃棄物が多少混ざってしまうことも避けられない。そういったものも、処分場に埋まっていることになり、一般の方の目から見ると、こんなものが入っていてよいのかということになることが安定型処分場の一番の課題であると思っている。
- ・ RD 問題の解決というのは、施設を所有し現実に汚染原因となった廃棄物埋め立てをやっている RD 社の責任で改善すべきだというのが一貫した県の考え方であった。RD 社は社会的な信用をかなりなくし、事業として現実的には成り立たないぐらい厳しい経営状態になっていった。その中で、一方で改善の費用負担を強いられるという経営上難しい話を抱えている状態の中で、この改善費用をどう捻出させるかということは、本来 RD 社が考えることであるにしても、やはり頭のどこかにはあった。そして改善命令の履行は終わったものの、ドラム缶の問題が出てきたときに、倒産という事態を招いてしまった。
- ・ 住民は違法で有害な埋立物がどこかに隠されているとの認識を持っており、その不安はぬぐえないというのはそのとおりだと思うが、あの時点で、違法な有害廃棄物の埋立という事実があるという前提で対応するのと、いろいろな問題が複合的に出てきた結果として、改善をさせるということでは、対応のスタイルが違ってくる。そのギャップがあったと思う。

今後の再発防止策について

- ・産廃業者と地元自治会、市町がお互い信頼関係を醸成する必要がある。懇談会や施設見学会をすとか、業界も透明性を増していかなければならないし、地域住民の方も処分業者を信頼することを前提に、対話をしてもらえればよいと思う。
- ・安定型処分場は、非常に運用上難しい処分場であり、法律上は許可品目以外を一片たりとも入れてはいけませんが、どうしても混入する。こういった処分場を県としてこれからどうしていくのか。法律は徐々に改善されているが、運用上難しいところがあるのも事実であり、法の枠組みとは別に県としてどのように取り扱うのか独自に議論してもいいのではないかと。
- ・廃棄物の場合には滋賀県も外へ出すし、外からも滋賀県には入ってくる。近畿圏は割と自由に物が移動してきた圏域でもあったので、お互いのできることを勘案しながら、何かは受けるけれども、こういうものはお願いすとか、というようなやりとりを広域で考えるということもあるのではないかと。
- ・すべて管理型処分場にしたらどうかとか、いろいろな選択肢があるのかもしれない。ただ、それで滋賀県全体の廃棄物が処理できるかどうかということはもちろん考えなければいけないが。
- ・根本的には排出事業者への処理の指導の徹底が必要である。幾ら経費がかかっても、マニフェスト等で完全に処理すとか、そういう意識が廃棄物を出す側に必要ではないかと。
- ・県庁の組織の強化という点では、警察、司法との連携を強化する必要がある。また、職員の資質向上という観点からは、やはり研修制度の充実も必要である。
- ・他府県との情報ネットワークを作っていくことも必要ではないかと。
- ・最終処分場については、性善説で許認可業務を行っているが、完全に性善説ではなくて、許可した後のフォローをいかにしていくか。24時間ずっと監視をすることは難しいが、ふいに訪れて埋立状況を見るということも必要ではないかと。
- ・処分場はどうしても過去からの経緯、歴史があるので、行政としても過去の経緯を、だれが担当してもきっちりわかるような情報の整理が必要ではないかと。
- ・職員の気づき力を研鑽する必要があるのではないかと。特に、こういう産廃の処分場というのは性悪説ではないが、何か変わったことをやっているのではないかとということに早く気づくような能力を研修等で育てていくことも必要ではないかと。
- ・改善対策をとらせるときの費用負担の仕組みが必要だろうと思う。埋立時にお金が入るが、問題は埋立後に起こる可能性が極めて高い。産廃処理でお金が儲かる時期と、改善でお金を必要とする時期には時間的なずれが生じることが多いことを考えると、問題が起こったときに費用負担の対応ができるシステム、あるいは何かで費用が補えるシステムをつくらないといけないのではないかと。
- ・住民の監視と行政の監視とが一緒にならないといけない。行政が24

時間監視するわけにはいかないし、住民の皆さんはやっぱり身近な生活の中で見ているので、そういう中でそれは行政だけではなく、住民も含めて一体となった監視体制の強化が一番大事である。

個別事案について

Q：RD社は安定型最終処分場を設置するとともに、収集運搬業の許可を有し、またその中間処理をしていたことから、安定型とはいえ、有機物が混入するという可能性を認識していたか。

A：現実問題としてそういうものが混載されてきたり、中間処理として受け入れていたために一部が入ってくるという可能性は認識していた。ただ、それが処分場に埋め立てられるということがないように適正処理を指導していたし、中間処理で受けたものは、目視でも分かるように一塊りで一時保管をするなどの指導を行っていた。

Q：平成6年9月の産業廃棄物処理業の変更届の受理と、処理施設の設置許可に際して、これまでの住民からRD社に対する苦情等を許可の際にどう勘案したのか。

A：いろいろな問題で指導してきた経過はあるが、そういうものは、その都度すべて是正をさせてきた。行ってきた行為というのは、法律に照らすと、適正でなかったという部分は否定はできないが、それがたちまち非常に重大な問題につながるかという点は、それほどではないという判断だったと思う。滋賀県の場合、新たに処理施設をつくるようなときは、地元の同意を義務づけてきていた。同意書がないため不許可にした行政庁が、逆に法律違反で裁判で敗訴した事例も承知しているが、本県としては、最後まで地元の意見を尊重するというスタンスでいた。そういう手続きの中で決定的に問題があるとか、認められないというようなことではなかったので、許可をしたと思う。

Q：平成10年7月の産廃処理施設の変更許可に関連して、どういう判断でどういう事項を考慮したのか。

A：超えた処分量をどうするか、外へ出すのかということで議論はしたが、その搬出に地元自治会とRD社とで、一日の通行台数で若干もめたと思う。一日の搬出可能台数の制約からすると、多年にわたるし、法面も若干きつかったので、防災上廃棄物が離散、飛散する恐れなどの防災面での緊急的な要素があったため、在来地に処分するという方策を考えたように思う。

Q：平成13年9月の、収集運搬業、産廃処分業の許可の更新にあたり、RD社の行状は、審査に影響したのか。

A：焼却の中間処理業と破碎業の更新など幾つかの更新がそのとき重なっていたが、焼却の処分場の許可の期限も来ていた。ただ、硫化水素が生じたという状況で、今後も焼却を続けるのかということ、RD社と話をする中で、焼却は断念するということになった。破碎業については、現処分場と違う栗東町の六地蔵で行っていたので、現処分場でなければ、認めざるを得ないということで中間処理業を認めた。収集運搬業についても、同じような考え方で、あの処分場の中で何かを

するということは、県としては認めるわけにいかないが、それ以外のものは一応更新を認めたということである。

Q：30日間の業務停止命令は、その直前になされた更新許可の際に考慮されなかったのか。

A：許可区域外の埋め立てということで、明確な違法行為であるということで30日間の営業停止をした。それ以前のRD社のいろいろな問題、例えば許可区域以上に深く掘ったとかは、その都度、県が立入りする中で是正させており、RD社がきちっと対応をしたというのが、その当時の認識であった。従って、以前に問題をおこしていたから、更新許可は全く認めないということは、その時点での判断からすると、行き過ぎではないかという判断だった。

Q：硫化水素調査委員会はなぜ非公開だったのか。

A：硫化水素がどのようなメカニズムで発生するかを検討することがこの委員会の趣旨・目的であった。従って、あくまでも技術的・化学的な究明ということになるので化学者としての自由な意見を述べてもらうことが必要であり、あえて非公開とした。ただ、そこで決まったことについては、直後に記者発表をするのと同時に、その日のうちか翌日ぐらいまでには住民団体の方に、内容を伝えていた。

Q：当時から住民がドラム缶の埋立てを言っているが、その当時からそういう情報は受けていたのか。

A：情報は聞いていたが、行政が動く以上は、やはり確固たる根拠がないと動けないということを説明し、一度その元従業員の方に会わせてもらえないかと言った。一次情報でないと、県がそこに行って掘れないということで、私がそこでやったとか、見たという情報があれば、調査はやりたいと説明していた。

Q：平成17年9月にドラム缶の調査をしたのは、事情が変わったのか。

A：平成17年の6月末に4つの改善命令を全部履行させたが、まだ平成10年の改善命令が履行されていないという状態であった。ドラム缶の埋まっていた場所の法面が急勾配になっており、その是正の改善命令を履行させるために、今なら重機で簡単に掘れるということや、住民が以前から心配していることもあって、RD社に対して、あくまでも行政指導で一度確認のために社長自らが立ち会った上で掘らせたら、ドラム缶が5本出てきた。命令を出すだけの根拠は、その時点でもまだはっきりしたものは持っていなかった。

Q：掘削して変なものが見つければ、業者の破産も考えられるので、県の代執行をにらみながら、業者の存続、指導を図っていたということはないのか。

A：それぞれ違法なレベルに応じて、是正、対応をしていく必要があるということで、それは自分でやってもらうべきものであり、できなくても、生活環境上支障が出るのであればこれは県が乗り出すこともあり得ると思ったが、そこと倒産と結びつけてたわけではない。

以上